

《 住居確保給付金申請時提出書類 》

R2.4.30～ 長浜市

	提出書類	確認
①	生活困窮者住居確保給付金支給申請書	
	住居確保給付金申請時確認書	
②	本人確認書類 運転免許証・住民基本台帳カード・旅券・各種福祉手帳・健康保険証・住民票・戸籍謄本等の写し … この内のいずれか	
③	離職関係書類 2年以内に離職または廃業したことが確認できる書類の写し	
	収入減少関係書類 給与等を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職や廃業と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し (例:休業を知らせる通知、出勤簿、シフト表、)	
④	収入関係書類 申請者および申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者について、申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し (例:給料明細、通帳の写し、)	
⑤	金融資産関係書類 申請者および申請者と同一の世帯に属する者の、申請日の金融機関の通帳の写し (見開き1ページ目(口座名義人等のわかるページ)、普通預金欄(過去2か月以上)、定期預金欄、インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)	
⑥	公共職業安定所から交付を受けた求職受付票(ハローワークカード)の写し	当面 不要
⑦	求職申込・雇用施策利用状況確認票(離職者・廃業者のみ) ※公共職業安定所の確認済のもの	
⑧	入居予定住宅に関する状況通知書 ⇒ 住居喪失の場合	申請後の提出書類
	入居住宅に関する状況通知書 ⇒ 住居喪失のおそれがある場合	申請後の提出書類
⑨	入居住宅の賃貸契約書の写し(住居喪失の場合は、申請後に提出)	
⑩	光熱水費の領収書の写し	

《 住居確保書類 》

住居を喪失された方は、新たな住居入居日から7日以内に、以下の書類を提出して下さい。

	提出書類	確認
⑪	住居確保報告書 (注意事項) 申請者が初期費用を賄えない場合は、住宅確保給付金の申請を取り下げしていただくこととなります。	
⑫	賃貸住宅に関する賃貸契約書の写し	
⑬	新住所における住民票の写し	